

ひと、くらし、みらいのために

Ministry of Health,
Labour and Welfare

厚生労働省
業務ガイド 2016



事務次官からのメッセージ

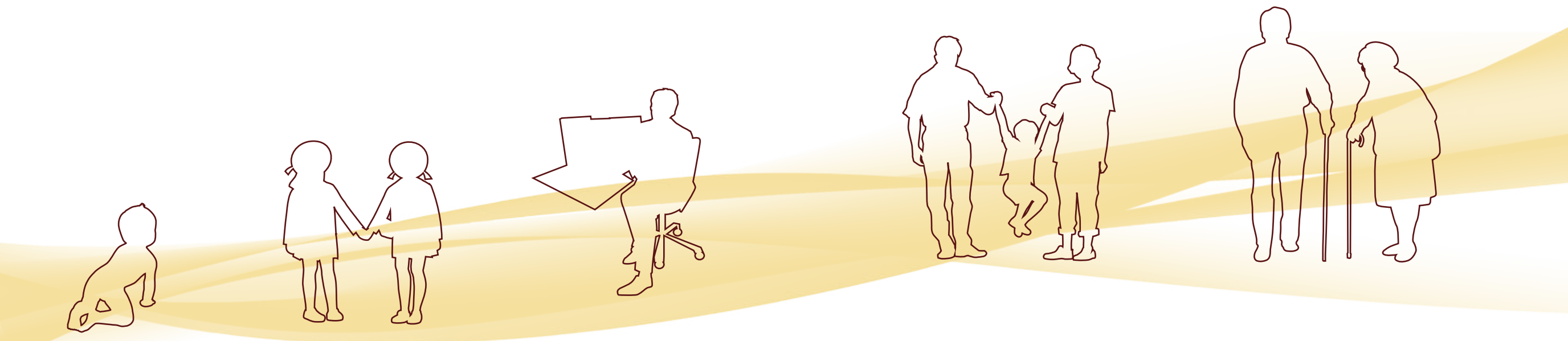
厚生労働行政は、「ゆりかごから墓場まで」という言葉に象徴されるよう、人々の一生に寄り添う、最も身近な行政です。医療、介護、子育て、年金、雇用・労働、福祉など、主な分野を列挙するだけで、どれほど国民の皆さんの生活に密着しているものか感じていただけたと思います。もしものときに頼ることが出来る制度があるということによって、一生涯にわたっての日々の安心は築かれます。若者・高齢者、女性・男性、難病や障害のある方など、誰もがいきいきと暮らすことができる社会づくりに努めています。

厚生労働省の予算は約30兆円で、国の一般歳出の約55%を占めていますし、また、過去3年間で計29本の法案を国会に提出しており、省庁の中でトップの数を占めています。このように、国民の皆さんの声に応えた予算を確保し、時代の変化に応じた制度設計や見直しを常に行っており、日本の将来に関わるダイナミックな行政であるとも言えます。

現在、日本は少子高齢化という大きな課題に直面しています。人口構造や個々人の価値観など、生き物のように変化していく社会に合わせて、社会保障制度や労働法制を時代に即したものにしていく必要があります。厚生労働省で働く職員一人一人が、アンテナを張り、国民の皆さんのニーズを敏感に察知し、さらには将来を見据えて政策を立案することを心がけています。

今を生きる国民の皆さんだけでなく、その子ども・孫世代である将来の国民の皆さんにも「この国に生まれて良かった」と思ってもらえるよう、厚生労働省職員約32,000人が一丸となって、日々仕事をしていきたいと思っています。

厚生労働事務次官 二川 一男



○ 医政局	P.3~P.4	○ 労働基準局	P.9~P.10	○ 老健局	P.19~P.20
○ 健康局	P.5~P.6	○ 職業安定局	P.11~P.12	○ 保険局	P.21~P.22
○ 医薬・生活衛生局	P.7~P.8	○ 職業能力開発局	P.13~P.14	○ 年金局	P.23~P.24
○ 雇用均等・児童家庭局	P.15~P.16	○ 社会・援護局	P.17~P.18		
○ 政策統括官	P.25~P.26	○ 大臣官房	P.27~P.31		

Mission

すべての人が、できる限り住み慣れた地域で医療サービスを受けられるよう、医療提供体制の改革に取り組むとともに、安心・安全な医療の推進、医薬品・医療機器産業の発展、医療分野の国際展開など、将来を見据えた医療に向けて、新たな挑戦を続けています。

政策紹介

超高齢社会を見据えた「医療提供体制の改革」に向けた挑戦

日本の人口は、今後、2025年に団塊の世代が75歳以上となり、2040年には4人に1人が75歳以上となります。このような超高齢社会を見据え、これまでにない医療提供体制の改革に挑戦しています。高齢化の進展に伴い今後求められる医療ニーズは、治療中心のものから、病気と共存した慢性期の医療や、在宅での医療へと移っていき、今の病床配置のままでは、将来、患者に必要な適切な医療の提供ができないおそれがあります。そこで、現在、各地域で2025年の医療提供体制のビジョンを「地域医療構想」として策定する取組を進めています。厚生労働省は、改革の方向性を示すとともに、構想を策定する都道府県や、病床機能の分化・連携を進める医療機関等を、技術面・財政面で後押ししていきます。

さらに、これらの医療を支える担い手を適切に確保することも重要です。地域医療構想との整合性や地域偏在の是正の観点から、医師や看護師などの医療従事者の需給を検討するとともに、医療従事者の勤務環境の改善にも取り組んでいます。

このように、将来の人口変動を見据え、未来の日本においても、すべての人ができる限り住み慣れた地域で医療サービスを受けられるよう、施策を打ち出していくことが、医政局の重要な使命の一つです。

政策紹介

成長を遂げる「医薬品・医療機器産業」の発展に向けた挑戦

日々進化を続ける医薬品・医療機器は、患者の治療に重要な役割を担うとともに、日本経済の成長産業としても期待されています。実際、日本は、数少ないグローバルな医薬品開発の拠点の一角を占めており、医療機器産業とともに、今後の日本企業の成長が期待されています。

ジェネリック医薬品の使用促進など業界の構造転換が急速に進んでいる中で、「医薬品産業強化総合戦略」を策定するなど医薬品・医療機器産業の発展に向けたビジョンを描くとともに、「クリニカルイノベーションネットワーク」の構築といった革新的な製品の開発環境の整備に集中的に取り組むなど、法令・予算・税制といった幅広い政策ツールを駆使しつつ、医薬品・医療機器産業の発展に向けた挑戦を続けています。



～将来を見据えた新しい医療への挑戦～

政策紹介

「安心・安全な医療」の推進に向けた挑戦

医療の高度化・専門化が進む中、国民が安心・安全に医療を受けられる環境を整備することも重要な課題です。これまでも「インフォームド・コンセント」の法制化などに取り組んできました。

平成27年10月から創設した「医療事故調査制度」は、医療事故が発生した場合に、医療機関が、必要な調査や遺族への説明、調査・支援センターへの報告等を実施するものであり、この制度を通じた再発防止により、医療の安全確保の前進が期待されています。

また、出産に関しては、医療機関に過失がなくても新生児が重度の障害を負う事例があること等を背景として、平成21年より「産科医療補償制度」を開始しています。重度脳性まひとなった出生児に対する補償金の支払いを行うとともに、分析・再発防止等を目指した制度です。

医療のリスクと向き合いながらも、いかにして安心・安全な医療を推進していくかという重要な課題に対して、医療機関による努力とともに、挑戦が続いています。

HOT TOPIC

医療分野で進む国際展開



日本が持つ優れた医療技術や医薬品・医療機器、そして公的医療保険等の医療制度は、いま経済成長や高齢化が進む新興国などから、大きな注目を浴びています。

日本の優れた医療を世界に広げるため、厚生労働省は、平成25年より医療の国際展開への本格的な取組を開始しました。これまで、アジア・中東・中南米の14カ国の保健省と医療・保健分野の協力関係を構築し、日本の経験や知見の共有、人材育成の支援等、相手国の実情に応じた医療協力を進めています。

このような取組を通じ、世界の医療水準の向上に寄与して国際社会での信頼を広げるとともに、日本発の高品質の医薬品・医療機器などを海外に紹介していくことも、医療行政の重要な使命の一つです。



Mission

国民の健康づくりの支援、エボラ出血熱などの感染症対策、がん・肝炎・難病・移植医療などの対策を展開し、すべての国民の健康・長寿で快適な生活の実現に取り組んでいます。

政策紹介

感染症の発生・まん延を予防し、国民の安心・安全を支える

平成27年は、韓国でMERSが流行し、西アフリカ地域ではエボラ出血熱がまん延し、国内への流入が懸念されました。国境を越えた人・モノの移動の活発化に伴い、新たな感染症が国内に流入するリスクが高まっています。

厚生労働省では、平時から、検疫所の機能強化による感染症の流入防止、国内発生時の行政機関・医療機関の対応力強化など感染症に対応する体制の強化に努めています。特に、新型インフルエンザ対策では、ワクチン生産体制の確保や治療薬備蓄なども行っています。また、予防接種は、最も効果的な感染症対策の一つです。平成25年度以降、これまでに6ワクチンを定期接種化しました。

今後とも、海外での発生状況にも目を配りつつ、国内体制強化や予防接種の推進などの感染症対策に取り組んでいきます。



政策紹介

がん・難病の克服を目指し、患者の生活を支える



がんは、昭和56年以降、我が国における死因の第1位で、国民の2人に1人は生涯に一度はがんにかかるかとされています。

適切な運動・食事、喫煙率の減少などを通じたがんの予防、がん検診などを通じたがんの早期発見・重症化予防に取り組んでいます。

医療技術は進んでいますが、今なお「難病」と呼ばれる、病気の発生のメカニズムが不明で、治療方法が確立しておらず、希少な疾病であって、長期の療養生活が必要になるものがたくさんあります。

難病の克服を目指し、医薬品等の開発を目指す調査研究や、早期診断及び適切な治療ができる医療体制の整備などに取り組んでいます。

がん・難病については、現役世代の患者もいるため、その就労を支援し、罹患しながら働き続けることができる社会を築いていくことが必要です。

このほか、臓器の機能に障害のある方に対する臓器移植の適切な実施や、重い血液疾患にかかっている方に対する骨髄移植、臍帯血移植などの造血幹細胞移植を推進しています。

～すべての国民の健康と生命を守る～

政策紹介

受動喫煙のない社会を目指す



たばこは本人の健康だけではなく、受動喫煙を通じて周りの人の健康へも悪影響を与えることは科学的にも明らかですが、日本のたばこ対策は遅れています。

日本は、たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約締結国でありながら、たばこは財政物資と位置付けられているため、他国と比べて価格も安く、たばこ対策は不十分です。また、公共の場ですら禁煙等の措置が努力義務に過ぎず、受動喫煙防止対策も不十分です。

しかし、最近のオリンピック・パラリンピック開催地は、すべて法的規制による受動喫煙防止対策を講じており、我が国でも受動喫煙防止対策を強化することとしています。

2019年のラグビーW杯、2020年の東京オリンピック・パラリンピックを契機に、受動喫煙のない社会の構築に向けて取り組んでいきます。

HOT TOPIC

薬剤耐性 (AMR) 対策

ペニシリンなど抗生物質の開発により、人類最大の脅威であった細菌感染を克服し、平均寿命が大幅に伸びるなど抗生物質の人類への貢献は計り知れません。一方、最近では、抗生物質への薬剤耐性を持った菌が増加しており、新たな人類への脅威となっています。

こうした薬剤耐性菌は、ヒト・ヒトの感染だけではなく、動物用抗菌剤の不適切な使用により、家畜・食品等を通じて人への伝播が確認されています。

さらに、新たな抗生物質の開発には時間とコストがかかる一方、新たな薬剤耐性菌の出現までの期間が短くなっており、薬剤開発が進まず、このままではペニシリン発見前の世界に戻ってしまうと言われています。

このため、日本は、AMR対策を進めるとともに、動物用抗菌剤の使用量が多いアジアをリードしていく予定です。



Mission

我が国で製造・販売される医薬品・医療機器等について、国民が日々安心して利用できるよう、承認審査や安全対策等を通じて、その品質、有効性及び安全性を確保しています。これにより、質の高い医療の提供を通じた「健康寿命」の延伸の実現に貢献しています。また、食品の規格基準の策定や監視指導、生活衛生の向上、安全な水道水の供給などを通じて、国民の安全・快適な生活の実現に取り組んでいます。

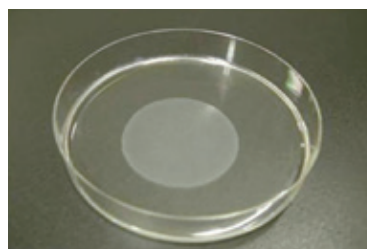
政策紹介

I

有効で安全な医薬品・医療機器・再生医療等製品の実用化

知識集約型・高付加価値型の産業である医薬品・医療機器産業や日本が最先端に行く再生医療技術の発展は、成長戦略の重要な柱の一つであり、審査体制の強化等により革新的な医薬品・医療機器や再生医療技術を用いた製品の実用化に貢献しています。

平成26年11月に施行された改正医薬品医療機器等法では、再生医療技術を用いた製品に関する早期承認制度が創設されました。この改正により、再生医療等製品の実用化までの期間が短縮され、海外の再生医療関連企業の日本市場への参入を目指した動きも相次いでいます。平成27年9月には世界初の心筋シートが承認されるなど、着実な成果を上げています。



【細胞シート】

政策紹介

II

食品の安全確保のための規格基準の策定、監視指導



【食品検査の様子】

国民が日々安心して食品を口にできるよう、科学的根拠に基づき、食品中の残留農薬などの規格や製造方法などの基準の設定、国内流通食品の監視指導、輸入食品の安全性確保に向けた取組などを進めています。特に、食品事業者が行う衛生管理の基準として、国際的な標準となっているHACCP（食品の製造工程において安全性を確保する上で重要となる危険を自ら分析し、評価及び管理を行う方法）による基準を設定し、普及を図っています。

平成27年10月に大筋合意されたTPP協定をはじめ、食品の国際取引のルールとして、各国の規制措置を国際基準に基づいて設定することが重要とされています。厚生労働省は、食品の国際基準を策定するコーデックス委員会に参画し、関係省庁等と連携してコーデックス規格がより日本の実態を反映したものとなるよう、精力的に活動しています。

政策紹介

III

水道基盤の強化 ～将来世代へ引き継ぐために～



【街中での漏水事故】



【水道管の経年化による内面浸食】

水道は、今や総人口の約98%に行き渡り、水道管の長さは66万キロメートル、地球16周以上で、我が国の誇る社会基盤です。しかし、水道管の老朽化が進んでおり、また、耐震化された水道管が3割強に止まる一方、人口減少により公共投資の主要財源である料金収入は減少し、水道の持続可能性の確保が大きな課題です。

厚生労働省では、財政支援に加え、複数の水道事業体を経営統合・合理化する「広域化」を推進しています。また、将来の給水量の減少を考慮した上で、施設の統廃合も含め、将来の計画的な投資を支援する手法の普及に努めています。今後とも、水道基盤が将来世代に引き継がれるよう、様々な対策を推進していきます。

KEYWORD

「危険ドラッグ対策」



【危険ドラッグ対策ポスター】

心身に重大な悪影響を及ぼし、幼い子供などが犠牲者となる悲惨な事故を引き起こす危険ドラッグが社会問題化しました。厚生労働省では、指定薬物の迅速指定、指定薬物である疑いがある物品を扱う店舗に対する販売停止命令、インターネット販売サイト取締りなど、対策を大幅に強化しています。

平成26年11月に成立した改正法を踏まえ、地方厚生局麻薬取締部が、警察や水際対策を行う税関等関係機関と連携し、一層機動的かつ実効性のある取締りに取り組んだことにより、危険ドラッグの販売を行っている実店舗は平成27年7月に全滅しました。しかし、危険ドラッグ業者はインターネット販売やデリバリー販売等に移行し、潜在化の傾向を見せていますので、引き続き撲滅に向けた取組を進めています。

Mission

労働者の味方として、労働基準法などに定められた、賃金・労働時間・安全衛生などに関する労働条件を遵守してもらうことを使命とし、全国の労働基準監督署において、法令を守らない企業などを指導しています。

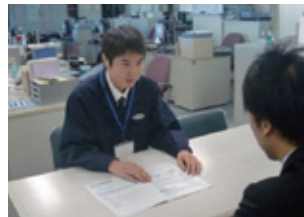
政策紹介

労働基準監督官による最低労働条件の確保

給料の不払いや長時間残業で悩んだとき、皆さんが相談できるのが「労働基準監督署」です。全国の労働基準監督署には、毎日、多くの労働者やその家族の方々から、長時間残業・賃金不払・解雇などについて相談が寄せられています。

労働基準法などの法令で、労働時間や賃金、職場での安全衛生などの労働条件の最低基準が定められています。こうした法令を企業に遵守させるのが、「労働基準監督官」です。

監督官は全国に325ヶ所ある労働基準監督署に配置され、事業場を臨検・監督し、法令違反に対しては速やかな改善を指導します。また、重大又は悪質な事案については、特別刑事事件として捜査し、検察庁に送検するなどの対応を行っています。これらの取組により、法令に定められた労働条件が守られ、労働者が安心して暮らせる社会を維持していきます。



政策紹介

労働災害の防止に向けた取組の推進



働いているときに、仕事が原因で怪我をしたり、病気になったりすることはとても痛ましいことです。しかしながら、年間1,000人近くの方が労働災害により亡くなっています。また、近年、仕事によるストレスが原因でうつ病などの精神障害を発症する方が増えています。労働者が安心して働くためには、建設現場からの転落などの事故や、アスベストによる肺がんなどの病気を防ぐだけでなく、「こころの健康」も守る必要があります。

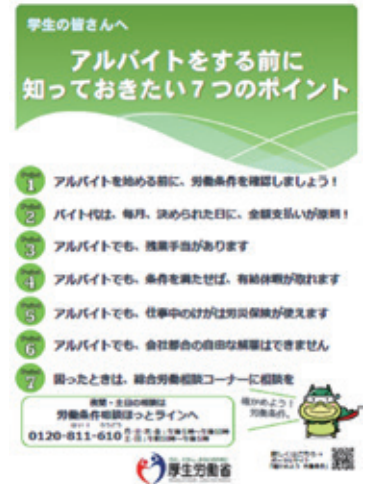
このため、事業場における安全衛生対策の強化に取り組むほか、平成27年12月から、事業者、労働者に対して医師や保健師によるストレスの程度を把握するための検査を義務付ける「ストレスチェック制度」を実施するなど、こころの健康対策を進めています。

政策紹介

学生アルバイトの労働条件の確保

学生アルバイトの労働条件について、平成27年に厚生労働省で調査を実施しました。この調査では、労働条件の明示が適切になされなかった、準備や片付けの時間に賃金が支払われなかったなど、労働基準関係法令違反のおそれがある回答がありました。また、採用時に合意した以上のシフトを入られた、試験期間にシフトを入られたなど、学業とアルバイトの適切な両立への影響が疑われるものもありました。

この調査を踏まえ、大学生などに対する労働基準関係法令の周知・啓発や相談への的確な対応など、学生アルバイトの労働条件の確保に向けた取組を強化していきます。



HOT TOPIC 働き方改革



女性の活躍推進や希望出生率1.8の実現が求められる中で、長時間労働対策は喫緊の課題となっています。このため、厚生労働省では、平成26年9月に「長時間労働削減推進本部」を立ち上げ、省を挙げて働き方改革に取り組んでいます。

また、長時間労働対策として、月100時間超の残業が行われている事業場に対し監督指導を徹底するとともに、企業の自主的な働き方の見直しに向けて、ポータルサイトを活用して先進的な取組について情報発信したり、地域における働き方改革の気運が高まるよう、地域のイベントと連携した有給休暇の取得促進活動を行ったりするなど、働き方改革を進めています。

Mission

仕事を通じて豊かな生活ができるように、全国的なセーフティネットとしてのハローワークにおける職業紹介、失業時の所得保障を行う雇用保険制度の運営や、「生涯現役社会」の実現に向けた雇用対策などを実施しています。

政策紹介

I

「生涯現役社会」の実現

高齢化や価値観の多様化が進む中で、高齢者一人ひとりが、年齢という画一的な基準ではなく、個々の希望に沿った豊かな生活を送ることができる環境の整備が求められています。

また、マクロな観点からは、高齢者が単に社会保障の受け手となるのではなく、時には経験豊富な労働者・経営者として、時には若い世代の子育ての支援者としてなど、様々な形で社会の支え手として活躍できる社会の実現が重要です。

このため、雇用保険の対象外となっている65歳以上の方を新たに雇用保険の対象とすることや、いきがい就労など多様な就業ニーズに対応するためシルバー人材センターの機能を強化することなどの内容を盛り込んだ制度改正を予定しています。



政策紹介

II

非正規雇用対策について



パート・有期契約・派遣などの非正規雇用は雇用者の約37%に達し、非正規で働く方のうち、2割弱の方が正社員を希望しつつ非正規雇用という形で働いている状況です。非正規雇用は、正規雇用と比べて雇用が不安定で、賃金が低いといった課題があり、一人ひとりが活躍し、それぞれの能力を発揮できる社会を実現していくためにも、正社員を希望する方の正社員転換や非正規雇用を選択する方の待遇改善を推し進めていく必要があります。

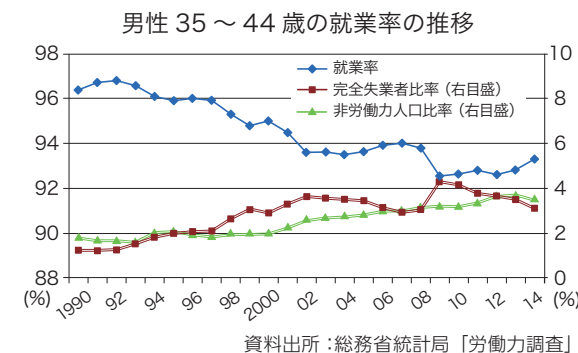
若者が安定した雇用の中で経済的基盤を固めることは、結婚・出産・子育てへの経済的・心理的障壁を取り除くことにもなります。このため、平成28年1月には、厚生労働大臣を本部長とする正社員転換・待遇改善実現本部において「正社員転換・待遇改善実現プラン」を策定しており、予算や各種施策を総動員して、省を挙げて取組を進めています。

～「こう働きたい」の実現に向けて～

政策紹介

III

中長期的な展望の下での雇用政策の推進



未来を見据えた長期的な計画を策定することは国家としての最も重要な使命の一つです。職業安定局では、学識経験者を参集して雇用政策研究会を開催し、経済・社会構造の変化の中での労働市場の展望や雇用政策のあり方を検討しています。

平成27年の報告書では、例えば、1990年代以降の働き盛り層の男性の就業率の低下とその背景の一つとしての非労働力人口比率の上昇といった実態を取り上げています。

また、将来の労働力の需給推計を行い、対策を打たなければ我が国の将来の働き手が大きく減少する一方、女性・高齢者等様々な層の労働参加が進めば、経済・社会の活力を維持し、人口減少下でも働き手を一定程度確保できるという姿を示しています。

HOT TOPIC

障害のある方が働きやすい社会へ ～「合理的配慮」とは？～

平成28年4月に施行された改正障害者雇用促進法により、障害者への合理的配慮の提供が全ての企業に義務付けられました。合理的配慮とは、障害者であることにより機会が制限されることなどを防止するため、募集や採用時には障害者が応募しやすいような配慮を、採用後は障害者が仕事をしやすいような配慮をすることをいいます。

例えば、聴覚障害者の方には面接を筆談等で行うことや、知的障害者の方に対して本人の習熟度に応じて業務量を徐々に増やすことなどが挙げられます。

具体的な配慮の内容は、仕事や障害の特性など様々な事情を勘案し、障害者と事業主とでよく話し合った上で決めていただく必要があります。

企業が改正法の趣旨・内容を十分に理解し、適切な「合理的配慮」が提供されるよう周知・指導に取り組んでいきます。



Mission

職業訓練の実施や企業が行う人材育成の支援、職業能力を評価する仕組みの整備や技能の振興等を通じて、すべての人が自らの能力を発揮していきいきと働くことができるような環境づくりに取り組んでいます。

政策紹介 I

生産性向上に資するIT人材育成の加速化

我が国が人口減少社会を迎える中、経済成長を続けていくためには、一人ひとりの労働生産性を高めていくことが不可欠となっています。このため、生産性向上を図る上で鍵となるIT技術を十分活用できるような人材の育成に取り組んでいます。

具体的には、平成28年度から、労働者が自発的にIT技術を習得するための訓練を受けた場合の支援を拡充したほか、IT業界と企業とが連携して人材育成に取り組む場合の助成措置の実施や、仕事を探している方などを対象とした公的職業訓練におけるIT人材育成の強化などを行っています。



[職業訓練の様子]

政策紹介 II

労働者の主体的なキャリア形成の推進



[キャリアコンサルティングの様子]

職業人生が長期化する中、経済社会環境の変化に先手を打って対応していくためには、個々の労働者が自らのキャリアについて主体的に考え、その形成を図っていくことが重要です。職業能力開発局では、こうした労働者の取組を支援しています。

具体的には、キャリアについての相談・助言や指導を行う「キャリアコンサルタント」の計画的な養成や、労働者がキャリアコンサルティングを受ける機会の整備、キャリア・プランニングや能力証明に活用できる「ジョブ・カード」の普及促進のほか、労働者が自発的に

訓練を受けた場合に費用の一部を給付する「教育訓練給付」の対象となる講座の充実などに取り組んでいます。

～働く人の能力開発を応援する～

政策紹介 III

企業・業界における人材育成の強化



[認定職業訓練校の様子]

我が国では、人材育成に当たり企業が大きな役割を果たしていますが、経済社会の変化が激しくなる中、企業の人材育成投資が限定的になっていくことが懸念されています。このため、企業や業界が行う能力開発を支援することを通じ、労働者の人材育成を推進しています。

具体的には、成長分野等において自社の従業員に対して訓練を行う企業に対する助成措置の実施や、教育訓練のための休暇制度を導入する企業への支援、企業単位や業界単位での能力検定の推進のほか、企業や業界が行う訓練を都道府県知事が認定する「認定職業訓練制度」の実施などを行っています。

HOT TOPIC

技能五輪国際大会(ブラジル・サンパウロ大会)

技能五輪国際大会は、昭和25年にスペインで始まり、各国・地域の若者が技能を競うことにより、参加国・地域の職業訓練の振興及び技能水準の向上や、青年技能労働者の国際交流と親善を目的として開催されています。

平成27年8月にブラジル・サンパウロで開催された第43回大会では、日本を含めた59か国・地域の1,189名の選手が参加して50職種の競技が行われました。日本選手は、40職種の競技に参加し、「情報ネットワーク施工」、「製造チームチャレンジ」、「自動車板金」、「電子機器組立て」、「移動式ロボット」の5職種で金メダルを獲得し、銀メダル3個、銅メダル5個、敢闘賞14個の成績を収めました。

この結果、日本選手団は国・地域別順位では3位となりました。



[技能五輪国際大会の様子]

Mission

少子化が進む中で、女性の活躍を促し、安心して子どもを産み育てられるようにすることは、日本の将来を支える上で最重要課題の一つです。「働き方改革・両立支援」と「総合的子育て支援」を車の両輪とし、子どもを持ちたいという希望が叶う社会の実現に向け取り組んでいます。

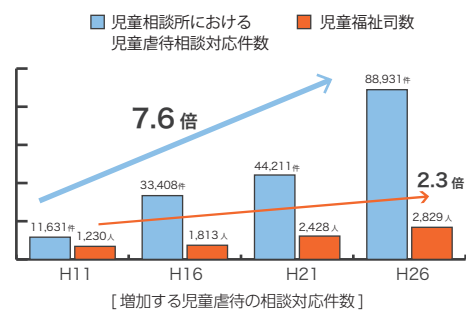
政策紹介

保育の受け皿拡大をはじめとする子育て支援の充実

消費税を財源として子育て支援の質・量を充実させる「子ども・子育て支援新制度」が、平成27年4月にスタートしました。地域の実情に応じた様々な取組が進んでいますが、一方で、保育園に入りたくても入れない「待機児童」は、都市部を中心に依然として2万人を超える水準で存在しています。女性の就業を後押しする観点からも、保育の受け皿拡大は喫緊の課題であり、平成29年度までの整備量目標を40万人分から50万人分に拡大して、取組を加速化させています。また、子どもが小学生になり、学校から帰ってきた後に面倒をみる人がおらず、保護者が仕事を辞めざるを得ないという、いわゆる「小一の壁」に対応するため、そのような子どもを預かる「放課後児童クラブ」の整備も進めています。

政策紹介

さまざまな困難を抱える子ども・家庭へのきめ細かな支援



すべての子どもにとって、最も愛されるべき親から虐待を受けるようなことは、あってはなりません。しかしながら、児童虐待の相談対応件数は年々増加し、痛ましい事件が後を絶たないなど、深刻な状況が続いています。このため、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を通じた「発生予防」、児童相談所等による「迅速・的確な対応」、個々の児童の状況に応じた「自立支援」といった一連の対策を強化しています。併せて、子どもが生まれ育った環境によって左右されることなく、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう環境整備を進めることも重要です。特にひとり親家庭は、子育てと生計の維持を保護者一人が担っている点で、特に厳しい状況に置かれています。このため、子どもの居場所づくり、児童扶養手当の充実、保護者の資格取得支援など、きめ細かな支援に総合的に取り組んでいます。

政策紹介

III

子育てや介護をしながら働き続けることができる環境の整備

女性が活躍し、安心して子育てができる社会をつくっていくためには、男女ともに仕事と子育ての両立がしやすい環境を整備していくことが重要です。男性の育児参加を進めるため、「イクメン」の普及に取り組んでいます。また、非正規雇用労働者は、育児休業を取りにくい状況にあることから、その取得を促進していくことが求められています。仕事と「子育て」の両立だけではありません。家族の介護や看護を理由として離職せざるを得ない方は年間おおむね10万人前後で推移していることから、こうした方々の介護離職を防止し、仕事と「介護」の両立を進めていくことも重要です。このため、育児休業や介護休業をより使いやすいものにするとともに、いわゆる「マタハラ」を防止して働き続けやすい職場環境を整備する制度改正にも取り組んでいます。



HOT TOPIC

女性活躍推進法認定マーク「えるぼし」



我が国最大の潜在力と言われる「女性の力」を最大限に発揮できるようにするためには、企業の取組を促していくことが重要です。平成28年4月に新たに施行された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(女性活躍推進法)では、女性の活躍に向けた行動計画を策定して届出を行い、一定の基準を満たした優良な企業は、厚生労働大臣の認定を受けることができるようになりました。この認定は、基準を満たした項目数に応じて3段階に分かれており、認定を受けた企業は、段階に応じた認定マーク(愛称:「えるぼし」)を商品や広告、名刺などに使用することができます。女性の活躍をさらに推進していくため、この認定制度や認定マーク・愛称を広めていきたいと考えています。

Mission

一人ひとりに何があっても最低限度の生活を保障すること。それは国の使命であり、社会・援護局の使命です。誰もが参加し、希望をかなえられる社会を目指して、暮らす・働く・支え合うための様々な取組を続けています。

政策紹介 I

最後のセーフティネットを支える

高齢・非正規雇用・親の介護・離婚など、誰もが困窮状態に陥りかねない現代において、生活保護制度は弱者のための仕組みではなく、社会保障の根幹を担っています。また、重要であるからこそ、同時に課題の尽きない制度でもあります。制度に対する信頼を得るため、不正受給があってはならない一方で、必要な人には確実に、速やかに保護を実施しなければなりません。「最低限度の生活を保障」する生活保護基準額をどう設定するか、多種多様な課題を抱えた生活保護受給者に対する自立支援の在り方とは何か、常に考えをめぐらせながら、制度の改善に取り組んでいます。

また、規則正しい生活を送るための支援、ハローワークと連携した就労支援とともに、保護費の大部分を占める医療扶助の適正化にも取り組んでいます。

政策紹介 II

戦没者の慰霊追悼と遺族等の援護



[平成27年8月15日全国戦没者追悼式]

先の大戦では約310万人の方が亡くなりました。そのうち海外における戦没者は約240万人に及び、ご遺骨は最大で60万柱が未収容であると考えられています。戦没者の遺骨収集は国の責務であり、できる限り多くのご遺骨が一日でも早く帰還できるよう、遺骨収集事業に力を入れて取り組んでいます。また、毎年8月15日に、政府主催により、天皇皇后両陛下ご臨席の下、全国戦没者追悼式を挙行しています。

戦没者の遺族等に対しては、国家補償の精神に基づき援護年金を支給する等の対応をしています。中国残留邦人等に対しては、老後の生活の安定に必要な生活支援を行っています。

これからは、先の大戦の記憶を風化させることなく、次の世代へ継承することが課題であり、若年世代の語り部の育成等を行っています。



[赤い羽根街頭募金イベント]

政策紹介 III

障害者が地域でいきいきと暮らせるように

障害保健福祉施策については、障害の有無にかかわらず地域でいきいきと暮らせるよう、施策の充実に努めてきました。一方で、障害者の高齢化が進んだり、重度の障害者が増えるなど、様々な課題にも直面しています。これらの課題の解決に向けて、また、更なる障害者への支援の充実に目指して制度の見直しを行っていきます。また、農業分野での障害者の就業（いわゆる「農福連携」）を支援するなど、障害者の就労の支援にも取り組んでいます。

更に、芸術活動等を通じた障害者の社会参加の促進や、障害者の虐待防止法に基づく障害者の権利利益の擁護、東日本大震災の被災者に対する心のケア、薬物・アルコール等の依存症に関する対策にも取り組んでいます。



[平成27年11月10日 農福連携マルシェ@厚生労働省正面玄関前]

HOT TOPIC

「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」



[高齢者や子どもが集い支え合うコミュニティスペース]

「リストラによる心身の不調で引きこもってしまった50代の子と80代の要介護状態の親が2人で生活している」、「がん患者が治療を受けながら就労を希望している」、「共働き世帯で認知症の親と乳幼児を同時に抱えている」

これまで、日本の福祉制度は、高齢者・障害者・児童と対象者ごとに整備・充実されてきました。しかしながら、今日、福祉ニーズは多様化・複雑化しており、これまでの制度ごとの対応だけでは「制度の狭間」に陥るというケースが出てきています。

厚生労働省は、このような時代の変化に対応し、新たな福祉サービスの方向性を平成27年9月に取りまとめました。あくまでもニーズを持つ人を中心に制度を考え、どんな人にも「支援を届ける」新たな時代の福祉の仕組みづくりに向けて、挑戦していきます。

Mission

要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される仕組み（地域包括ケアシステム）の構築に取り組んでいます。

政策紹介

I

「介護離職ゼロ」に向けて

1年間で約10万人 ― これはご家族の介護のために離職された方々の数です（総務省「平成24年度就業構造調査」）。希望通りの介護サービスを利用できない状況や、希望に反して介護のために離職せざるを得ない状況を改善するために、「一億総活躍社会」の実現に向けた「新・三本の矢」のうち、「安心につながる社会保障」に関連する取組の一環として、2020年代初頭までにご家族の介護を理由とした離職の防止等を図るべく「介護離職ゼロ」に向けた施策を推進しています。

この取組のうち、老健局では、在宅・施設サービス等の整備の充実・加速化、働くご家族等に対する相談・支援の充実を図るべく、施策への反映を進めています。



【介護予防サービス利用者と一緒に運動に取り組む塩崎大臣】

政策紹介

II

地域包括ケアシステムの構築を推進



【第5回日中韓高齢化セミナー】

日本では、諸外国に例をみないスピードで高齢化が進行しています。65歳以上の高齢者数は2025年には3,600万人を超える見込みであり、75歳以上高齢者の全人口に占める割合も2055年には25%超になると予測されることから、他国も日本の取組に注目しています。

このような状況の中、団塊の世代（約800万人）が75歳以上となる2025年を目途に、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的

の下で、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制（地域包括ケアシステム）の構築を推進しています。

高齢化の進み方は地域によって異なるため、全国の市区町村が地域の自主性や創意工夫に基づき、地域に合ったシステムづくりが進むよう、国でも様々な支援策に取り組んでいます。

～互いに支えあい安心して暮らせる地域づくりを目指して～

政策紹介

III

認知症高齢者にやさしい地域づくりを目指して



【ねんりんピックおいでませ！山口2015】

2025年には認知症の人は約700万人前後になり、高齢者の約5人に1人が認知症になると見込まれています。認知症は、誰にでも起こりうる脳の病気によるものですが、ご本人にとってもご家族にとっても老後の大きな不安の1つとなっています。

また、環境の変化により徘徊などの症状が悪化することがあるなど、その症状が深刻になれば、自宅での生活が難しくなることもあります。認知症の人にこそ、住み慣れた環境で安心して暮らせる環境づくりが重要です。

そのため、平成27年1月、政府が一丸となって認知症に関する取組を進めるよう、「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）」を策定しました。総合戦略に沿って、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指しています。

HOT TOPIC

地域で暮らしを支え合う体制づくりに向けて

少子高齢化が進む中、高齢者の単身世帯が増加し、介護は不要でも日常生活への支援を必要とする方が増えています。こうした状況に対応すべく、市区町村が中心となって、地域の実情に応じて地域住民によるボランティアやNPOなど多様な主体による多様なサービスを充実させ、地域支え合いの体制づくりを推進する「介護予防・日常生活支援総合事業」を進めています。また、介護予防には社会参加・社会的役割を持つことが有効という考えの下、元気な高齢者の方には支え手としても活躍いただき、支援が必要な方が有する多様な生活支援のニーズに対応すべく住民の皆さんも参画した様々なサービスの提供を進めていきます。

こうした取組は平成29年度中に全市区町村で導入されることとなっており、円滑な施行に向け国でも支援を行っています。



【ねんりんピックおいでませ！山口2015】

Mission

保険証1枚で、いつでも、誰でも、どこかの医療機関でも必要な保険診療を受けられる国民皆保険制度を将来にわたって堅持するため、制度の充実と持続可能性を維持するための不断の改革に取り組んでいます。

政策紹介 I

持続可能な医療保険制度の構築のための大改革



サラリーマン以外の自営業等の方は、市区町村が運営する国民健康保険に加入することになります。

国民健康保険は、国民皆保険制度の基礎として重要な役割を果たしてきましたが、被保険者の年齢が高く医療費水準が高いことや、低所得者が多いこと、小規模保険者が多いことなどに起因する構造的な課題を抱えていました。

このため、平成27年5月に法律改正を行い、平成30年度からは都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等に中心的な役割を担うこととする大きな改革を行いました。

加えて、毎年約3,400億円の財政支援の拡充を行い、国民健康保険の抜本的な財政基盤の強化を図ることとしています。

政策紹介 II

高額な医療の自己負担を軽減し、安心を届ける



もし、あなたが交通事故で大ケガをして1か月入院した結果、治療代が全部で100万円になってしまった場合、あなたは実際にいくら病院に支払わなければならないのでしょうか。

このような高額な医療の自己負担を軽減するための制度が、「高額療養費制度」です。一般的な所得の方であれば、医療費の7割が医療保険から給付され、さらに高額な自己負担が発生する場合は、高額療養費制度によって1か月当たりの負担は最大約8万円で済むようになっています。

また、平成27年1月からは、年収約300万円以下の方の負担上限について、約8万円から57,600円に引下げを行いました。

政策紹介 III

「データヘルス」の推進により、増え続ける医療費に切り込む

高齢化の進展等により医療費が増大する中で、いかに医療費を適正化するかということは重要な課題です。

このため、例えば、被保険者の方にジェネリック医薬品に切り替えることで減らせる自己負担額を「差額通知」としてお知らせし、ジェネリック医薬品の使用を促進したり、健診データとレセプトデータ（医療機関の受診記録）を突合し、健診で異常値が出ているにもかかわらず通院していない方に受診勧奨を行うなど、重症化予防のための取組を行ったりしています。



こうしたデータ分析に基づく予防・健康づくりの推進の取組を「データヘルス」と呼び、厚生労働省では、好事例を普及させることにより、更なる医療費の適正化を目指しています。

平成27年12月には、健康・予防サービスを提供する事業者と医療保険者等とのマッチングや、健康づくりの取組を実施している関係者の情報交換の場として、「データヘルス・予防サービス見本市」を開催しました。

HOT TOPIC

平成28年度診療報酬等改定

国民皆保険制度は、医療機関の診療行為や薬の値段を全て厚生労働大臣が定めることによって維持されてきました。

この値段は2年に1度見直されることとなっており、平成28年度はその診療報酬等の改定の年です。厳しい国家財政事情の中ではありますが、医療機関の経営状況が悪化していることや、医療従事者の方々の賃金の伸びが鈍いことを踏まえ、診療報酬本体を前回の改定からプラス0.49%とすることとしました。

確保した財源の中で、「かかりつけ医」等の機能の評価、質の高い在宅医療の推進など「地域包括ケアシステム」の構築や、医療機能の分化・強化、連携を促進し、国民にとって質の高い効率的な医療提供体制を確保する観点からしっかりと取り組んでいきます。



Mission

将来にわたって持続可能な年金制度のあり方を考え、制度設計をするとともに、国民に信頼される年金制度運営のために、年金の給付・記録の管理・保険料の徴収等の年金実務を日本年金機構と共に行っています。

政策紹介

世代と世代の支え合い

年金制度には、国が運営する公的年金と、個人や企業の選択で加入する私的年金の2つがあります。

将来に何が起こり、その後の人生がどのようなものになるかということは、誰にも予測することはできません。公的年金は、高齢になったり、障害を負ったりして、自ら働いて収入を得ることが出来なくなった人や、一家の働き手が亡くなってしまい、生活を支えていくための収入を失ってしまった人が、その後の長い人生を安心して暮らしていくことができるよう、予測できない将来に備えて、世代を超えて社会全体で支え合う仕組みです。

少子高齢化が進行し、人々の生活のあり方が変化している中で、公的年金制度の長期的な持続可能性を高め、社会のセーフティネットとしての機能をより強めていくことが必要です。制度を支える側と支えられる側の負担と給付のバランスを保ちながら、将来の世代の給付水準の確保を目指しつつ、女性や高齢者、短時間労働者等の働き方やライフコースの多様化等に合わせた制度の見直しを進めています。

企業年金などの私的年金は、企業や個人の自助努力により、公的年金に上乗せして給付する制度です。日本では約1,700万人の加入者がいます。今後、公的年金が中長期的な給付調整に入っていく中で、より豊かな老後生活に備えることを目的としています。

英国・米国・ドイツ等の欧米諸国やチリ等の南米諸国においても、それぞれの国の情勢を背景に、公的年金だけではなく、企業年金制度等の私的年金を組み合わせる年金制度を考えていくという流れが確立しつつあります。日本でも、厚生労働省を中心に、制度を運営する金融機関や年金基金、制度への参加者である事業主や労働者の代表等にお集まりいただいて精力的に議論を行い、私的年金の普及・拡大に向けた見直しに取り組んでいます。

今後とも、公的年金・企業年金等の私的年金の両面から、年金制度のより良い仕組みづくりを続けていきます。

政策紹介

グローバルに活躍する皆様を支えるために

グローバル化が進行している現在、海外で働く日本人や海外から働きに来る外国人の方が増加しています。日本と外国の年金制度等の二重払い防止等のために、社会保障協定の締結を進めています。

これまでに、欧米先進国を中心に15ヶ国との間で協定が発効したほか、昨今の日本と新興国との経済関係の進展に伴い、新興国との間でも協定の締結を進めているところです。



[社会保障協定：フィリピンとの協議]

～もしもの時、年金はあなたの力になれる！～

政策紹介

信頼される公的年金制度の運営

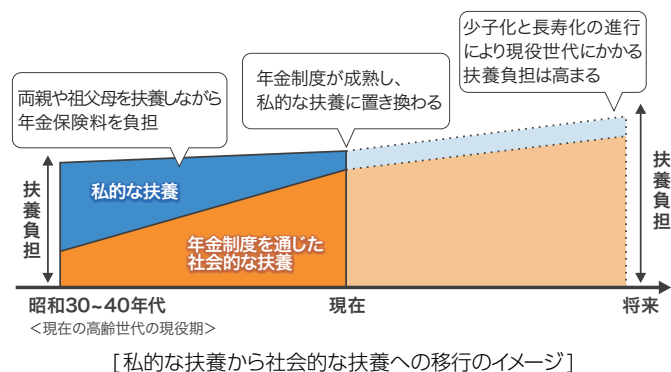
年金制度が信頼されるためには、適用の促進、記録の管理等の実務が正確かつ公平に行われることが重要です。

厚生労働省では、全国の年金事務所を管理する日本年金機構と共に、低所得の方への保険料免除制度の周知・勧奨や所得のある方への強制徴収の徹底など、被保険者一人ひとりの状況に応じたきめ細やかな対応を行っています。また、厚生年金保険については、加入する資格のある方が適切に制度に加入できるよう、関係機関と連携しながら、事業所に対する適用徴収に力を入れています。

今後とも、日本年金機構と連携し、その改革を進めながら、年金事業の適正な運営、年金制度に対する理解の促進に取り組んでいきます。

HOT TOPIC

若者って本当に損なの？ ～年金制度における給付と負担の世代間の不公平について～



公的年金では、支払った保険料に対して受け取ることができる年金額の割合が世代間で格差がある、と言われることがあります。

現在年金を受け取っている方が若かった頃は、年金額も十分とは言えず、仕送りや同居によって親を養ってきました。現在では、公的年金も充実し、個人で親を養っていく経済的な負担は昔と比べれば軽くなっています。

このように、親を養っていくための負担が、子どもたちの私的な扶養から年金という社会全体で支える形へ変わったことを考えると、年金の保険料負担だけをみて、今の高齢者の負担が軽かったとは必ずしも言えません。また、公的年金には、老齢・障害・遺族年金があり、将来の様々なリスクに備えた「安心」を得られるというメリットがあります。

したがって、何倍受け取れるかという機械的な計算で、公的年金の損得は考えられず、時代の変化に合わせて制度を持続していくことが若者にとっても重要です。

Mission

厚生労働省における社会保障政策のコントロールタワーとして、少子高齢社会における総合的かつ基本的な政策の企画・立案と改革の推進に取り組んでいます。

政策紹介 I 社会保障改革と成長戦略の推進

我が国の社会保障制度は、国民皆保険の実現や提供体制の整備により、誰でも適切な医療や介護を受けることを可能にし、世界一の長寿国を実現し、経済成長の下支えをしてきました。しかし、急速な少子高齢化は、労働力人口の減少と医療・介護サービスへの需要の増大を同時にもたらします。

私たちは、世界に冠たる日本の社会保障制度を、次の世代にしっかりと引き渡していく責任があります。また、医療・介護サービスは、引き続き成長し、新たな付加価値を産み出すフロンティアでもあります。将来にわたり持続可能な社会保障制度を確立し、また、日本経済の持続的な成長を支えるため、制度改革や、成長戦略・規制改革を通じた不断の改革努力を進めていきます。

社会保障と税の一体改革



政策紹介 II 医療等分野のICT化の推進

急速な少子高齢化に伴い、今後、日本の医療においては、いかに「地域で」患者を支えることができるかが、大きな課題です。これまで以上に地域の病院・介護事業所等、様々な機関や職種間の連携を強化し、医療の質の向上を図ることが必要不可欠であり、その連携強化に不可欠な技術として効率的で迅速な情報共有を可能とするICTの活用が期待されています。このため、マイナンバー制度の基盤整備や医療情報連携ネットワークの普及促進等を図り、ICTが、この難題を解決する特効薬となるよう取組を推進していきます。

また、ICTが普及してくると、それらを狙うサイバー攻撃も増加します。厚生労働省ではサイバーセキュリティの強化も進めていきます。

Mission

「はたらく」ことに関する様々な課題について、長期的な視点からの検討や経済学的な分析を行ったり、労使間の紛争を解決することにより労使関係の安定に取り組んだりしています。

政策紹介 I 「はたらく」の未来を考える

持続的な経済成長とすべての人が持てる能力を最大限に発揮できるような社会を実現するためには、「はたらく」ことに関する質の高い戦略・対策を立案し、「はたらく」ことの未来を描き出すことが必要です。

そのため、グローバル化や少子高齢化の進行、IoTやAIをはじめとするテクノロジーの進展等、「はたらく」を取り巻く環境が大きく変わる中で、これからの働き方がどう変わっていくかなど、長期的な課題について検討しています。



政策紹介 II 「はたらく」を経済学的に分析する

雇用、賃金、労働時間など「はたらく」ことの現状や課題について、統計データを活用し経済学的に分析する『労働経済白書』を毎年公表しています。67回目となる平成27年版では、「労働生産性と雇用・労働問題への対応」をテーマに、経済再生に向けた我が国の課題、より効率的な働き方の実現、人口減少下における地域経済の在り方について分析しました。



政策紹介 III 「はたらく」の安定・充実を応援する

労使間で起きた様々なトラブルを解決するための公平な第三者機関として、各都道府県に都道府県労働委員会が、厚生労働省の外局として中央労働委員会が、それぞれ設置されており、労働関係の公正な調整を行うこと等により、集团的労使関係の安定を図っています。

また、「まんが労働法」等、「はたらく」にあたって定められている様々な労働法の基本的な知識を分かりやすく手軽に学ぶことができるパンフレットを作成し、周知に努めています。



人事課

職員が働きやすい環境を整えるため、個々人の将来のキャリアパスへの要望などを踏まえながら、適切な人事管理を行います。
また、各種研修を実施し、職員一人一人の能力の向上に努めます。

政策紹介 **I** 育児と仕事の両立に向けて

近年、男性の育休取得は増えてきてはいますが、まだ一般的とまではなっていません。子育て環境の整備を担う厚生労働省から「イクメン」を増やし、様々な職場のロールモデルとなるべく、職員の家庭環境等を適切に把握し、大臣をはじめとする省内幹部から、新たに子どもが生まれた職員へ育休取得を推奨する声かけを行っています。

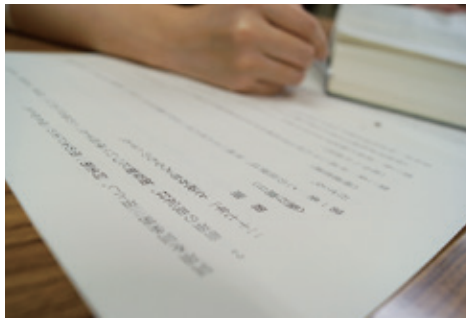
また、職員向けにメールマガジンを送付するなど、仕事と育児の両立を希望に沿った形で実現できるような取組を進めています。



総務課

厚生労働省全体を見渡しなが、各部局が置かれている状況を適切に把握し、法令審査や国会業務を担っています。
行政活動の根拠となる法令等の内容が省の施策内容と整合的なものになっているかなどのチェックを行います。

政策紹介 **I** 司令塔として



法令は政策の重要なツールの1つです。省内の各部局が作成した法令について、政策の内容が条文上論理的かつ明確に規定されているかどうか確認を行います。
また、国会答弁の確認や省の窓口として各種案件における部局間の調整業務も行っています。さらに、「働き方改革」を主導する厚生労働省こそ、効率的に業務を行うため、非効率な作業方法の是正や係内での仕事内容の共有の徹底などに率先して取り組んでいます。

会計課

夏の概算要求及び年末の予算編成に当たって、厚生労働省全体の予算のとりまとめを行っています。また、決算・会計の監査・行政財産や物品の管理・庁舎管理・職員の福利厚生などの業務を担っています。

政策紹介 **I** 30兆円を上回る厚生労働省予算案の編成

厚生労働省の予算は、年金・医療・介護・子育て支援・雇用・福祉など、国民の生活に深く関わり、欠かすことのできない政策に使われるものであり、その予算額は30兆円を上回り、全省庁の中で最大の規模となっています。平成28年度予算では、特に、一億総活躍社会の実現に焦点を当てて、「希望出生率1.8」「介護離職ゼロ」に直結する、子育て支援や介護サービスの拡充を図っています。このように、会計課では、厚生労働省の



施策の実現に必要な予算額の確保に取り組む一方、施策を効果的・効率的に実施する観点から、各局が担当する予算・事業について、必要性や効果を精査した上で、省全体の予算としてとりまとめています。

また、少子化対策などを担う厚生労働省では、庁舎内で「厚生労働省5号館保育室」（愛称：ふくろう）を運営し、厚生労働省職員のワークライフバランスの推進にも取り組んでおります。

地方課

厚生労働省の地方支分部局である地方厚生(支)局、都道府県労働局やそのもとにある労働基準監督署、公共職業安定所の運営に関する総合的監督、人事・予算などのとりまとめを行っています。

政策紹介 **I** 地方の第一線のサポート役



厚生労働省の第一線機関である地方厚生(支)局及び都道府県労働局やそのもとにある労働基準監督署、公共職業安定所では、約2万3千人の職員が勤務しています。
各分野の第一線機関で活動する職員の仕事が国民サービスの維持・向上によりつながるように、予算・人事・施設整備など様々な面から、第一線機関の環境を整えることに取り組んでいます。

世界に発信する厚生労働省

保健・労働・福祉の分野において国境を越えた課題が増える中、国際機関での活動、経済交渉、諸外国との政策対話、途上国への技術協力、海外情報の収集などを通じて、国際協力の推進と日本の国際的地位の確立を図っています。

政策紹介 I 国際機関や経済交渉への参画

厚生労働省では、国民の健康と生活の安定を守るため、国際機関や二国間交渉に積極的に参画しています。

WHO（世界保健機関）を通じたエボラ出血熱などの感染症対策、ILO（国際労働機関）におけるディーセント・ワークや国際労働基準の確保、OECD（経済協力開発機構）を通じた医療や雇用政策の分析に関する議論に参画しています。また、EPA（二国間経済連携協定）においては、厚生労働行政に関連する交渉に対応しています。

これらの多様な国際政策の展開を図るべく、厚生労働省の職員は、欧米・アジアを中心とする22カ国に大使をはじめとする大使館員として派遣されているほか、国連・OECD・WHO・ILOの職員、JICA（独立行政法人国際協力機構）を通じて開発途上国で政府に対してアドバイスをする専門家として派遣され、世界中で活躍しています。



[ILO総会] (Photo:ILO Pouteau/Crozet)

政策紹介 II 国際交流・国際協力の展開



[ASEAN・日本社会保障ハイレベル会合]

国際協力事業としては、WHOやILO等の国際機関を通じた人的貢献・資金拠出、JICAの実施する協力への人材貢献などを行っています。

厚生労働省は、「社会保障・社会福祉」、「公衆衛生（保健・医療・水道・食品等）」と「働く環境の向上」、「雇用支援」、「人材育成」という幅広い分野を所管する特徴を活かし、国際交流や国際協力を行っています。

国際交流事業としては、厚生労働行政の主要課題をテーマとした先進国とのシンポジウムの共催、保健分野などにおける共通課題をテーマとした東南アジア諸国連合（ASEAN）諸国との閣僚級会合の開催等を行っています。

平成27年度 主な国際会議

平成27年5月4日
第4回日独高齢化シンポジウム（ドイツ・ベルリン）

平成27年5月18日～26日
第68回世界保健総会（スイス・ジュネーブ）

平成27年6月1日～13日
第104回ILO総会（スイス・ジュネーブ）

平成27年6月7日～8日
G7エルマウ・サミット（ドイツ・エルマウ）

平成27年9月3日～4日
G20労働雇用大臣会合（トルコ・アンカラ）

平成27年9月9日
第2回世界健康安全アジェンダハイレベル会合（韓国・ソウル）

平成27年10月8日・9日
G7保健大臣会合（ドイツ・ベルリン）

平成27年10月12日・13日
G7雇用・開発大臣会合（ドイツ・ベルリン）

平成27年10月20日～22日
平成27年度ASEAN・日本社会保障ハイレベル会合（日本・神戸）

平成27年11月28日
第8回日中韓三国保健大臣会合（日本・京都）

平成27年12月3・4日
第5回アジア欧州会合（ASEM）雇用労働大臣会合（ブルガリア・ソフィア）

平成27年12月16日
UHC国際会議（日本・東京）

平成28年1月15日
OECD 第8回雇用労働大臣会合（フランス・パリ）



[G7雇用・開発大臣会合]



[日中韓三国保健大臣会合]



[UHC会議でスピーチする安倍大臣]
(写真提供：日本国際交流センター)

HOT TOPIC G7 神戸保健大臣会合

平成28年9月11日及び12日、厚生労働省は、兵庫県及び神戸市と連携し、G7神戸保健大臣会合を開催します。国際保健分野の課題としては、①基礎的な保健サービスに対するアクセスをすべての人々に確保するユニバーサルヘルスカバレッジの達成、②エボラ出血熱のような公衆衛生危機に対して世界各国が団結して対応する体制の構築、③世界に先駆けて超高齢社会を迎えた我が国の取組が注目されている「高齢化」に対する対応、④抗生剤が効かない「薬剤耐性菌（AMR）」への対策など、様々なものがあります。

G7神戸保健大臣会合では、我が国の経験を各国と共有し、国際保健の分野における議論をリードし、一層の貢献を果たしていきます。

厚生科学課

厚生労働分野の科学研究の推進と健康危機管理・災害対策

国民の健康、安全を確保するため、医療、公衆衛生などの研究を推進しているほか、原因不明の公衆衛生上の緊急事態や自然災害への対応を調整しています。

政策紹介Ⅰ 厚生労働分野の科学研究の推進

厚生労働省が所管する保健医療・福祉・薬事・食品衛生・労働安全衛生・危機管理などの分野における研究を推進し、新技術の実用化や科学的根拠に基づく行政の実施に貢献しています。

このため大学や医療機関等に研究を委託するほか、感染症研究所や医薬品食品衛生研究所などの国立研究機関を所管しています。

また、政府の「健康・医療戦略」に基づき、世界最高水準の医療と健康長寿社会の実現に取り組んでいます。

政策紹介Ⅱ 健康危機管理・災害対策

国境を越えて広がる重篤な感染症や、地震・豪雨・火山噴火などによる自然災害の発生に対して、健康被害を防止し医療や飲料水等が確保されるよう初動対応の調整をしています。

例えば、平成27年には、台風18号（関東・東北豪雨）による被災地域に対する救護活動、被災者の健康管理等の厚生労働省がとる対応について調整を行いました。

年 度	事 例
平成 7 年	阪神・淡路大震災、地下鉄サリン事件
平成 8 年	堺市 O-157 食中毒
平成 10 年	和歌山市毒物混入カレー事件
平成 11 年	東海村臨海事故
平成 12 年	有珠山噴火、雪印製品食中毒、三宅島噴火
平成 13 年	兵庫・明石花火大会事故
平成 14 年	SARS
平成 16 年	台風 23 号、新潟中越地震、スギヒラタケ脳症
平成 17 年	福知山線尼崎脱線事故
平成 19 年	新潟中越沖地震
平成 20 年	中国ギョーザ等
平成 21 年	新型インフルエンザ（A/H1N1）
平成 23 年	東日本大震災・東電福島第一原発事故
平成 25 年	鳥インフルエンザ（A/H7N9）
平成 26 年	御嶽山・口永良部島の噴火、広島県豪雨被害、エボラ出血熱
平成 27 年	台風 18 号（9 月関東・東北豪雨）

〔近年の主な国内健康危機管理事例
及び災害対応事例〕

統計情報部

厚生労働行政を支える統計とIT

厚生労働行政の基礎となる人口動態・雇用・医療などに関する主要な統計調査を実施しています。また、厚生労働省ホームページの運営など、IT（情報通信技術）を活用した行政情報化に取り組んでいます。

政策紹介Ⅰ 厚生労働行政を支える統計の整備

厚生労働省の政策を企画立案するに当たって、人口動態や世帯、医療、社会福祉、労働者の雇用、賃金、労働時間などの状況を正確に把握することが必要です。このため、統計情報部は、厚生労働省の統計全体の取りまとめを担当しています。

また、WHO（世界保健機関）やOECD（経済協力開発機構）などの国際機関と協力し、統計データの国際比較や国際統計分類の整備などにも取り組んでいます。



平成 27 年9月に国際疾病分類（ICD）の改訂に向けて厚生労働省で開催されたWHOの専門家会合

政策紹介Ⅱ 使いやすく効率のよい情報システムの構築

今日の行政においては、利便性の向上、迅速な情報提供、行政事務の効率化の観点から、ITの活用が不可欠です。国民の皆さんがインターネット経由で各種申請等手続きを行うためのシステムや厚生労働省ホームページの整備・運用を行うとともに、厚生労働省職員が利用する行政情報システムの整備・運用などを行っています。

所在地案内



住所/電話/URL

〒100-8916

東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎第5号館

TEL.03-5253-1111(代表)

<http://www.mhlw.go.jp/>

最寄り駅

地下鉄丸ノ内線、千代田線、日比谷線「霞ヶ関」駅下車

出口 B3a、B3b(中央合同庁舎第5号館直通地下通路)、C1

※出口 B3b の利用時間は、平日の7時～21時となっています。

厚生労働省 本省



平成 28 年 4 月 1 日現在
 ※平成 28 年度中に組織再編成を予定